

八、本争議に關し絶對に犠牲者を出さぬこと

九、争議費用を御負擔のこと

十二、結 語

二月十一日職工側と労方に集合協議の結果職長の排斥と付給改善要求をなすべく、職長を作取すると共に至急同協九協長を求め、同日夕刻石職工十七名代表高田芳太郎外三名は事務部長山極積を訪問して款願書を提出し且つ職長排斥の款願書を呈したるのである。

十二日朝至急職工十七名は同部職長方に集合し懇々罷乗することに決し更に九協幹部の指導の下に争議団本部を設け部長を定めて錦京協議の上同日二回に亘り工場側所長と會見したる職長排斥問題に關し拒絶され付給改善に關して其の四名に關せず父の行儀みたるも本争議の遂行は他

に影響する所小砂且つ要求事項の解決内容如何は向業者に職長を有する為戸畑職工業組合に在りても十二日臨時總會を招集し要求事項共同問題に關し協議するところあり會社側は右向業組合の申會に依り最後の解決案を作取したのである。

而して一方争議團體は九協主席の意見にて職長排斥を撤回することとなつたので、十二日午後十一時第六回の會見に於て工場側職長の趣なる重収尾職長が持外工場經營の協台にこれに轉換する際は如何なる趣分も甘受するの誓約書を提出することとを争議團體は承認し、會社側は争議費用の負擔等に就て議つたので在此覚悟の通り解決せり。

十三、解決條件 (覽 者)

一、職業時間午前七時より午後五時迄とし中食三十分午